

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2及び、飯塚市会計規則(平成18年規則第56号)第40条3第3項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、狂犬病予防法第4条第2項及び同法第5条第2項の規定に基づく犬の登録及び注射済票交付等業務委託契約により、犬の登録及び注射済票交付等に関する事務並びに手数料の徴収業務を委託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年 6月 19日

飯塚市長 武 井 政 一

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 福岡県獣医師会筑豊支部嘉飯山分会(嘉麻市中益756-1)

分会長 かほまち愛犬病院 院長 山根 洋子

(2) 松本動物病院(飯塚市柏の森99番地8)

院長 松本 明久

(2) 飯塚パル動物病院(飯塚市片島2丁目13-22)

院長 西岡 賢一

(4) おやま動物病院(飯塚市中444番地)

院長 小山 隆史

(5) 土師獣医科病院(飯塚市秋松313-1)

院長 土師 典彦

2 指定をした日 令和7年4月1日

3 公金の徴収事務を委託した日 令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者が納入事務を行う歳入等

犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

5 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで